

成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託（新規・変更・取消）の申立てに必要な書類等

さいたま家庭裁判所

※この申立てができるのは、後見開始の審判が確定した後になります。

後見開始の審判が確定するのは、後見人等が審判書を受け取った日から2週間経過後です。

※保佐・補助・未成年後見・任意後見については申立てができません。

※成年被後見人（本人）が死亡したときは、速やかに回送嘱託先に届け出てください。

申立てに必要な書類

1 新規申立ての場合

- (1) 成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託**申立書**
- (2) **収入印紙 800円分**
- (3) **郵便切手110円切手×2枚、1220円分の切手×1組（合計1440円）**
※ 後見人が1人増えるごとに1220円分の切手を加算してください。
※ 嘱託先が1つ増えるごとに110円切手を加算してください。
- (4) 申立人又は本人の住民票（変更がある場合のみ）
- (5) 後見人選任からおおむね1年以上経過した後や再度の申立てをする場合は、申立てが必要になったことが分かる資料
- (6) 申立人以外に財産管理権を有する後見人や、後見監督人がいるときは、申立てをする
ことに関する同意書（適宜の書面を利用させていただいて構いません。）

2 変更、取消の申立の場合

- (1) 成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の（変更、取消）**申立書**
- (2) **収入印紙 800円分**
- (3) **郵便切手110円切手×2枚、1220円分の切手×1組（合計1440円）**
※ 郵便物等の回送を受けている後見人以外の方が申立てする場合や、後見人が1人
増えるごとに1220円分の切手を加算してください。
※ 嘱託先が1つ増えるごとに110円切手を加算してください。
- (4) 申立人又は本人の住民票（変更がある場合のみ）
- (5) 変更、取消が必要になったことが分かる資料（期間の短縮、本人住居所の一部除外、回
送を受ける後見人の交代のための変更申立ての場合は資料不要です。）
- (6) 変更申立ての場合、申立人以外に財産管理権を有する後見人や、後見監督人がいるとき
は、申立てをする事に関する同意書（適宜の書面を利用させていただいて構いません。）

※ 内容によって上記書類以外の資料を追加で提出していただくことがあります。